

## 講演要旨纏め

演 題：「VOC 排出規制動向について」

講 師：(社) 産業環境管理協会 技術室 主幹 遠藤 小太郎氏

要旨：

平成 18 年 4 月より施行されている改正大気汚染防止法により、揮発性有機化合物 (VOC) の排出規制が始まった。この規制では、わが国の法制度上始めて、大規模な排出施設は法規制、それ以外は自主的取組により排出削減を図る、いわゆる「ベストミックス」という施策手法の組み合わせが採られている。

従来の大防法では対象物質が 4、有害大気汚染物質の自主管理でも 12 物質であったのが、VOC では代表的な工業用途の物質だけでも 200-300 物質と言われ、対象事業者も極めて広範なものとなった。自主的取組が導入されている理由の 1 つは、極めて広範で工程も取扱物質も排出実態も違う多くの業種に、公平性のある法規制を設計し、法の施行状況を検証するのは事実上不可能だからとも言える。従来、「法規制対象ではない」＝「関係ない」であったのが、今般の仕組みでは法規制対象でなくとも自ら自主的取組について検討しなければならない。「自主的取組」については、有害大気汚染物質の自主管理の経験者を除けばほとんど認知度がなく、何をすればいいのかわからない、というケースが多いため、まずは自主的取組について知っていただくことを目的に、経済産業省の事業の一環として普及活動を展開している。

自主的取組への参加は、単に企業単独で環境対策を講じているだけではなく、業界団体（またはそれが出来ない場合は当協会）を通じて年に 1 回、経済産業省に排出実績と削減計画を報告（経済産業省はさらに全国の参加団体分を産業構造審議会の WG に報告し評価を受ける）することで、一定の客観的評価と情報公開（企業単位の情報は団体のレベルで秘匿される）を伴った公的なプログラムに参加することである。

当協会は平成 19 年 10 月から「VOC 自主的取組支援ボード」を開設しており、団体に加盟していなかったり、加盟しているが団体が VOC の自主的取組に未参加だったり、各種の事情がある場合には、当協会が業界団体と同様の役割（＝報告の受け皿）を果たすことが出来る。また、自主的取組参加以前の様々な検討段階での情報提供支援を行っており、広く“自主的取組参加予備軍”と言える事業者の皆様からのご相談を受け付けている。無料の活動であり、お気軽にご参加いただきたい。

VOC の自主的取組で事業者が行うことは、まず、VOC の管理範囲を決め、その排出量を整理することである。PRTR や条例に対応している事業者は、排出量の基礎データを有していると言える。もう 1 つは、平成 12 年度を基準に、平成 22 年度までの削減計画を立てられるかどうかである。適切なコストで有効な対策があるかどうか、報告する意義があるのかどうかなど、難しい面も存在するが、設備的な対策でなくとも工程内の改善でよく、場合によっては溶剤の削減につながりコストメリットが生じる例も報告されている。

VOC に関しては、大気環境の改善として捉えるよりは、むしろ化学物質管理・環境管理を進展させると考えた方が良い。工程の改善、作業環境の改善、悪臭の改善などに関連付け、現場的な動機が働くことが最も望ましい。

排出量の把握と削減計画が出揃う条件が整う事業者におかれては、是非、この自主的取組への参加、あるいは、当協会の自主的取組支援ボードへの参加をご検討いただきたい。